

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○家畜伝染病検査の命令（4件）……………（畜産振興課）	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	35
○宅地建物取引業務の停止処分……………（建築指導課）	35
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35

告 示

北海道告示第532号
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成21年7月21日
北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的
牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
石狩市	平成21年10月19日から11月13日まで
江別市	同 9月24日から11月6日まで
恵庭市	同 11月9日から12月25日まで
旭川市	同 9月1日から11月30日まで
下川町	同
猿払村	同 10月19日から12月28日まで
幕別町	同 10月1日から平成22年3月31日まで
厚岸町	同 10月5日から平成22年1月29日まで
別海町	同 9月1日から平成22年2月28日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第533号
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成21年7月21日
北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
八雲町	平成21年9月28日から12月11日まで
積丹町	同 10月19日から12月4日まで
南幌町	同 9月1日から12月11日まで
栗山町	同
岩見沢市	同
浦臼町	同
美瑛町	同 9月1日から11月30日まで
天塩町	同 10月5日から平成22年1月29日まで
稚内市	同 9月14日から11月20日まで
小清水町	同 10月13日から12月25日まで
湧別町	同 8月24日から10月30日まで
西興部村	同 9月14日から11月27日まで
雄武町	同 10月26日から平成22年1月22日まで
足寄町	同 10月1日から12月4日まで
更別村	同 11月2日から12月28日まで
幕別町	同 12月21日から平成22年2月26日まで
標茶町	同 8月31日から平成22年2月5日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法
 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的
 牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
 実施する区域の 実 施 の 期 日
 市町村名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
 音 更 町 平成21年10月1日から11月2日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法
 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第534号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的
 牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
 実施する区域の 実 施 の 期 日
 市町村名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
 当 別 町 平成21年10月26日から11月27日まで
 八 雲 町 同 9月28日から12月11日まで

積 丹 町 同 10月19日から12月4日まで
 栗 山 町 同 9月1日から12月11日まで
 岩 見 沢 市 同
 浦 白 町 同
 雨 竜 町 同
 北 竜 町 同
 美 瑛 町 同 9月1日から11月30日まで
 天 塩 町 同 10月5日から11月30日まで
 稚 内 市 同 9月14日から11月20日まで
 士 幌 町 同 10月19日から12月18日まで
 芽 室 町 同 11月9日から平成22年1月8日まで
 帯 広 市 同
 小 清 水 町 同 10月13日から12月25日まで
 湧 別 町 同 8月24日から10月30日まで
 西 興 部 村 同 9月14日から11月27日まで
 雄 武 町 同 10月26日から平成22年1月22日まで
 標 茶 町 同 8月31日から平成22年2月5日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているもの及び生後24か月未満のものを除く。

4 実施の方法
 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第535号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的
 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市町村名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

岩 見 沢 市 平成21年9月1日から平成22年3月26日まで

由 仁 町 同

北 見 市 同 10月1日から平成22年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第536号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年7月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 川上郡弟子屈町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

弟子屈町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第537号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年7月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保 新冠郡新冠町(次の図に示す部分に限る。)
安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第538号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年7月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 商号又は名称 菱和機工株式会社

2 代表者氏名 代表取締役 中嶋 満

3 主たる事務所の所在地 札幌市西区山の手1条1丁目3番

4 免許証番号 北海道知事石狩(5)第5354号

5 業務停止の期間 平成21年7月24日から同年9月23日までの2か月間

6 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第80号

次のとおり一般競争入札による落札者を決定した。

平成21年7月21日

北海道十勝支庁長 竹林 孝

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 除雪トラック(10t級・6×6・S・G・1W付) 3台

- (2) 除雪トラック（7 t級・4×4・S） 1台
（除雪トラック（10 t級・6×6・A・G・1W付）2台、除雪トラック（10 t級・6×6・ダンプ・A・G）1台、除雪トラック（7 t級・4×4・S）1台と交換）
- 2 落札を決定した日
平成21年7月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日産ディーゼル道東販売株式会社
(2) 住 所 帯広市西21条北1丁目3番12号
- 4 落札金額
116,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年5月26日付け北海道十勝支庁告示第63号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
-